

(平成26年3月 制定)  
(平成28年3月 一部改定)  
(平成30年3月 一部改定)  
(令和5年8月 一部改定)  
(令和6年4月 一部改定)  
(令和7年3月 一部改訂)

# 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じる恐れがあるものであり、全ての学校においていじめの未然防止や早期発見・早期解決に努めている。

しかしながら、いじめが背景事情として認められる子どもの自殺事案が全国的に発生していることや、道内においても、いじめの認知件数が年間3万件を超えており、通信技術の発展によりSNSでのいじめの増加など、ますます複雑化、潜在化しており、極めて憂慮すべき状況が続いている。

こうした状況の中、全ての教職員がいじめという行為や、いじめの問題に取り組む方法について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

本校では、「いじめは、どこの学校にも、どこのクラスにも、どの子にも起こりうる」という認識の下、いじめの積極的認知を進め、未然防止や早期発見、早期解決に取り組み、全ての生徒が安心、安全で充実した学校生活を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」を定める。

北海道小平高等養護学校

# I 「いじめの理解」について

## (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象になった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するにあたって、いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられるところから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

## (2) いじめの「内容（様態）」

いじめの内容には、次のものなどが考えられる。【抵触する可能性のある刑罰法規】

- ア. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。【脅迫、名誉毀損、侮辱】
- イ. 仲間はずれ、集団による無視をされる。 ※刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要
- ウ. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。【暴行】
- エ. ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。【暴行、傷害】
- オ. 金品をたかられる。【恐喝】
- カ. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。【窃盗、器物破損】
- キ. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。【強要、強制わいせつ】
- ク. パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。【名誉毀損、侮辱】

## (3) いじめの「要因」

ア. いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じる。

イ. いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、ハラスメントや異質な他者を差別する大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こる。

ウ. いじめは、加害者と被害者だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」や、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、学級や部活動などの閉鎖性等により、潜在化したり深刻化したりする。

エ. いじめの衝動を発生させる原因としては、次の事が上げられる。

（ア）心理的ストレス（弱者を攻撃することで解消しようとする）

（イ）集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性の過度な高まりから、基準から外れた者に対し嫌悪感や排除意識が向けられることがある）。

（ウ）ねたみや嫉妬感情

（エ）遊び感覚やふざけ意識

(オ) 金銭などを得たいという意識

(カ) 被害者となることへの回避感情

オ. いじめは、人権に関する意識や正しい理解、他者を尊重する正しい態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を十分に行わなければ、多様性を認め合うことが出来ず、いじめが起こりうる。

#### (4) いじめの「解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次にあげる 2 点が満たされていること。また、判断する時点において被害生徒（本人）、保護者への聞き取り等で認める。

ア. いじめにかかる行為が止んでいること。さらに、いじめが止んでいる状態が 3 か月以上の期間継続していること。

イ. 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

これらの条件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断すること。また、いじめ対策委員会においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、組織的に判断する。

#### (5) 重大事態の「定義」

ア. いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

イ. いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

#### (6) 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合の報告先

いじめは学校だけでの解決が困難な場合がある。重大事案が発生した場合には、教育局に速やかに報告する。

## 2 いじめの未然防止

### (1) 人権教育の一層の充実

ア. いじめは、「相手の基本的人権を脅かす行為であり、絶対に許されるものではない」ことを、生徒が理解できる取り組みをする。

イ. 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。

ウ. 生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

エ. 生徒の発達に応じた「男女平等」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などに関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感、自己肯定感の育成を図る取り組みを十分に行う。

## (2) コミュニケーション活動を重視した教育活動

- ア. 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
  - イ. 生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な学習内容を教育活動に取り入れる。
  - ウ. 生徒が自他の意見に相違があっても互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。

## (3) 自己有用感や自己肯定感を高める教育活動

生徒自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるよう、教育活動全体を通じて、生徒の自己肯定感を育み、望ましい集団活動の中で自尊感情を高められるようにする。特に以下の取り組みを積極的に行う。

- ア. 日常の授業やホームルーム活動、委員会活動において、自主的に取り組む活動や生徒同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定する。
- イ. 構成的エンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなどを活用し、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合える心を育てる。

## (4) 体験教育の充実

- ア. 生徒が他者や社会、自然との関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気付き、発見し、体得する。
- イ. 就業体験や体験学習、ボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を系統的に展開し、教育活動に取り入れる。

## (5) 情報モラル教育の充実

- ア. 教科学習やホームルーム連携して、情報機器の使い方、モラルやマナーなどの正しい使い方を身に付けられるように指導する。
- イ. 非行防止教室や全校生活指導、啓発リーフレットなどの機会を活用する。

## (6) 保護者や地域の方への働きかけ

- ア. PTA総会や保護者懇談会等において、情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの認知件数がゼロの場合でも生徒・保護者に公表する。
- イ. いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、学校ホームページ、学校便り、学級通信等による広報活動やいじめ防止についての啓発を行う。
- ウ. コミュニティースクールなどで、地域に広報活動やいじめ防止についての啓発を行う。

### 3 校内研修

#### (1)「学校いじめ防止基本方針」の共通理解に関する研修

毎年4月に「いじめの理解」や「学校いじめ防止基本方針」について職員研修を行い、学校の取り組みについて教職員全員で理解を深める。また、「学校いじめ防止基本方針」が改定になるがあれば、その都度教職員周知を行い、さらなる理解を深める。

#### (2)いじめ防止や事案対処に関する指導力の向上に関する研修

ア. 日常の生徒指導や未然防止についての研修は、生徒指導研修などで常態的・予防的に行う。  
イ. 早期解決や重大事態など具体的ないじめ事案についての対応・対処方法についての研修は、即応的・継続的に行う。

#### (3)スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した研修

校内の教育支援コーディネーターと協力し、「SOSの出し方に関する教育」や「いのちの安全教育」など、学校課題となる事柄や国の動向などに合わせて研修を毎年計画・実施する。

#### (4)情報セキュリティやデジタル・シティズンシップ教育に関する研修

ICT担当教諭と連携し、生徒自身が「自分で行動するスキル」を身に付けるための教育を教職員研修等で行う。

### 4 学校いじめ対策組織(いじめ対策委員会)

#### (1)いじめ対策委員会の構成メンバー

ア. 構成1～生徒指導主事、教務部長、寮務主任、総務部長(全4名)

適宜開催。「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ防止取り組みプログラム(年間指導計画)」の取り組みの計画、評価、改訂などの実務を行う。

イ. 構成2～構成1に加え、教頭、教務主任、学年主任、寮務副部長、養護教諭、コーディネーター、生活指導部長(舎)

年3～4回程度開催。取り組みの計画、評価、改善の方法の協議を行う。

ウ. 構成3～構成2に加え、校長、ホームルーム担任、舎室担当、その他必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医など

いじめが発生した場合に、関係教職員等を緊急招集し、解消するまで計画的に委員会を開催する。

構成1【適宜】	構成2【定例】	構成3 【緊急】
生徒指導主事、総務部長、教務部長、寮務主任		
教頭、教務主任、学年主任、舎監、養護教諭、コーディネーター、生活指導部長（舎）		
校長、ホームルーム担任、寄宿舎総括主任、舎室担当、その他必要に応じて SC、SSW 等		

## (2) いじめの相談・通報を受ける窓口

- ア. 学校は全教職員が、いつでもいじめの相談や通報を受ける体制を整えておく。
- イ. 学校ホームページや学校だより等に「いつでも窓口を設置していること」や「担当が教頭であること」を記載する。

## (3) いじめに関する情報の収集と記録、共有に関する役割

- ア. いじめやいじめの疑いのある事案全ての情報を学年の生徒指導担当を経由して、生徒指導主事が集約する。
- イ. 相談や通報、すべての会議、打ち合わせについての記録を残し、一定期間保存する。
- ウ. 全教職員での協力体制を構築し、指導内容などを教職員間で情報共有する。
- エ. 必要に応じて保護者・地域と情報を共有する。

## (4) いじめの認知について

いじめやいじめの疑いのある報告を受けて、①学校いじめ対策組織の会議を開催、②情報の迅速な共有、③関係生徒に対する、アンケート調査や聞き取り調査等による、事実関係の把握に基づいて、いじめであるか否かの判断(いじめの認知)を行う。

## (5) いじめ対処プラン

- ア. 被害生徒の安全確保や心のケア等の支援及び加害生徒への成長支援の観点を踏まえた組織的・計画的な指導に関する内容や情報共有、教職員の役割分担に加え、保護者との連携プランを策定し、いじめが解消に至るまで「学校いじめ対策組織」で対応する。
- イ. いじめの解消の判断については、被害児童生徒や保護者への面談等を実施した結果を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、解消の定義に基づき判断する。

# 5 「学校いじめ防止基本方針」の点検、見直し

## (1) 「学校いじめ防止基本方針」の周知・理解を深める取り組み

- ア. PTA 総会や PTA 懇談会、各年度の開始時に生徒、保護者、コミュニティースクール、各関係機関に「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

- イ. 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページや学校だよりに掲載し、生徒、保護者や地域住民が容易に確認できるようにする。
- ウ. 生徒用の簡易版では、ホームルーム活動等の生徒指導で活用できるようにする。

## (2) 「学校いじめ防止基本方針」の取組状況の点検の取り組み

- ア. 生徒、保護者、地域住民からの意見を取り入れるためのアンケートを実施する。
- イ. 学校評価の評価項目に位置付け、調査を実施する。

## (3) 「学校いじめ防止基本方針」の見直しの取り組み

「学校いじめ対策組織」が中心となり、アンケートや協議の内容、文部科学省や厚生労働省等の動向を踏まえ、毎年度必ず見直しを検討する。

# 6 いじめの早期発見・早期対応について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒の信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関りを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知し、「いじめ見逃しゼロ」を目指す。

また、いじめの情報の報告や生徒からの相談を受けた際には、教職員は迅速かつ組織的に対応し、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

## (1) 日々の観察

- ア. 休み時間や昼休み等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことをを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設け関係性を築く。
- イ. 教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をする。
- ウ. 担任を中心に教職員は、情報を収集し、学校内や学級内にどのようなグループがあり、グループ内の人間関係がどうであるかを把握するよう努める(SNS 含む)。
- エ. 気になる言動や表情を察知した場合、教職員間で情報を共有し、適切な指導を行い、関係修復にあたる。
- オ. 生徒達の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

## (2) 個人面談

- ア. 6月と11月の年2回、必ず担任等が生徒面談を実施し、記録を生徒指導部が保存・管理する。
- イ. 校内支援委員会等で協議した中で、悩みや課題を抱える生徒がいる場合、地域支援部を通じてス

クールカウンセラーとつなげ、個別面談を行い、命の危機を防ぐよう努める。その後も必要に応じて月1回のスクールカウンセラーによる個別相談を活用し、継続的なケアを行う。

ウ. その他、グループ面談、定期面談など生徒の実態に合わせて実施する。

### (3) いじめアンケート調査

ア. アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであると認識した上で、年2回(6月、11月)行う。

イ. 実施方法については、1人1台端末(iPad)を使用し実施する。結果の取り扱いには、十分に注意する。

### (4) 心と身体のチェックリスト実施

ア. チェックリストはあくまでも発見の手立ての一つであると認識した上で、長期休業明けの年2回(8月、1月)行う。

イ. 実施方法については、1人1台端末(iPad)を使用し実施する。結果の取り扱いには、十分に注意し、必要に応じて個人面談などを行う。

ウ. 各種の相談窓口を生徒、保護者にお知らせする。

### (5) SOS の出し方に関する教育

日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員の信頼関係の構築に努め、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。また、生徒からSOSのサインを受け取った時の対応については、温かく穏やかに関わることや出来事を肯定的にフィードバックするなど、生徒を受け止めサポート姿勢を大事にする。

### (6) 日常生活指導(舎)

集団生活で起こり得るトラブルの回避、卒業後の生活を見据えた自己決定能力、自己判断の育成、相手からの勧誘を断る力の育成、助けを求める力の育成を、生活部を中心となって課題別や実態に応じて実施する。

## 7 いじめ防止取り組みプログラム(年間計画)

毎年度の第1回いじめ対策委員会にて、学校いじめ防止プログラム(年間計画)を毎年作成する。取り組み内容が系統的かつ、発達支持的生徒指導、予防的生徒指導となっているかどうかを検討し、全校で推進する。

また、校内支援委員会を活用して情報を全校で共有し、いじめの未然防止、早期発見に努める。

「学校いじめ基本方針」と同時期に見直すものとする。(別紙)

## 8 いじめへの対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実施計画を立て、継続的に見守る必要がある。

### (1) いじめ発見時の緊急対応

- ア. いじめを察知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、学年主任に連絡し、学年主任から学年の生徒指導担当や生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。合わせて、第一発見者が発見時の記録を取る。
- イ. いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- ウ. 短時間で正確な事実関係を把握するために、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。

### (2) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、「いじめられている生徒を守る」立場に立ち、継続的に支援することが重要である。

- ア. いじめの事実を確認する。
- イ. 安全・安心を確保し、心のケアをする。
- ウ. 今後の対策について、共に考える。
- エ. 自信をもたせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- オ. 温かい人間関係をつくる。

### (3) いじめている生徒への対応

いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の苦痛に気付き、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行う。

- ア. いじめの事実を確認する。
- イ. いじめの背景や要因の理解に努める。
- ウ. いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする。
- エ. 今後の生き方を考えられるようにする。
- オ. 孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度と根気強い指導を行う。
- カ. いじめの内容によっては、生徒指導委員会を設け、特別指導や懲戒に関する指導を行う。

#### (4) 周りの生徒への対応

被害・加害生徒だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆や、見て見ぬふりをしたり、止めようとしない傍観者となり黙認していた生徒に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ア. 自分の問題として捉えられるような態度を育成する。
- イ. 望ましい人間関係づくりができるような集団を育成する。
- ウ. 自己有用感が味わえる集団を育成する。

#### (5) いじめられている生徒の保護者への対応

複数の教職員で対応し「学校は全力を尽くす」という決意を伝えて、少しでも安心感を与えられるようとする。

- ア. 正確な事実関係を説明し、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- イ. 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ウ. 繼続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- エ. 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### (6) いじめている生徒の保護者への対応

事実を把握したら速やかに連絡し、以下の事を考慮し丁寧に説明する。

- ア. いじめは誰にでも起こり得る可能性があることを伝える。
- イ. 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ウ. 行動が変わらるよう教職員として努力していくことを伝える。
- エ. 保護者の協力が必要であることを伝える。
- オ. 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

#### (7) 教職員校内研修

いじめが起きた場合、教職員は当該生徒またはそれ以外の生徒への対応方法について確認する。さらに、必要であれば外部機関と連携し、事案対処等に関する校内研修を実施する。

#### (8) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、関係機関と一体的な対応をすることが重要である。

- ア. 教育局との連携
  - (ア) 関係生徒への指導、支援、保護者への対応方法の助言
  - (イ) 関係機関との調整
  - (ウ) 重大事態が発生した場合、速やかに報告する。

##### イ. 警察との連携

《必要と認められる場合は早期に警察へ相談・通報・連携する》

- (ア)心身や財産に重大な被害がある場合
- (イ)犯罪等の違法行為がある場合
- (ウ)SNSに関して削除申請などがある場合等

ウ. 福祉機関との連携(児童相談所、福祉課、スクールカウンセラー等)

- (ア)家庭の養育に関する指導、助言
  - (イ)家庭での生徒の生活・環境の状況把握
- エ. 医療機関との連携
- (ア)精神保健に関する相談
  - (イ)精神症状についての治療、指導、助言

## 9 いじめの重大事態について

### (I) 重大事態の定義

- (ア)いじめにより当該学校の在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- (イ)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認められるとき

これらの重大事態が生じた場合は、速やかに北海道教育委員会へ報告する。

- (ア)の「生命、心身又は財産に重大な被害」は
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合(自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)
  - ・身体に重大な被害を被った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合などが該当する。
- (イ)の「相当の期間」は  
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童等が一定期間連続して欠席している場合については、上記目安にかかわらず「相当の期間」に該当すると判断し迅速に対応する。

## 10 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

### (I) ネットいじめの予防

ア. 保護者への啓発・協力依頼

(ア)携帯電話・スマートフォン、タブレットの使用に関する保護者の見守りを依頼する。

(イ)フィルタリングの設定を依頼する。

#### イ. 情報教育の充実

(ア)情報モラル教育の充実を図る。

(イ)ネット社会についての講話・研修会を実施して啓蒙する。(保護者・教員、生徒向けなど)

### (2) ネットいじめへの対応

#### ア. ネットいじめの把握

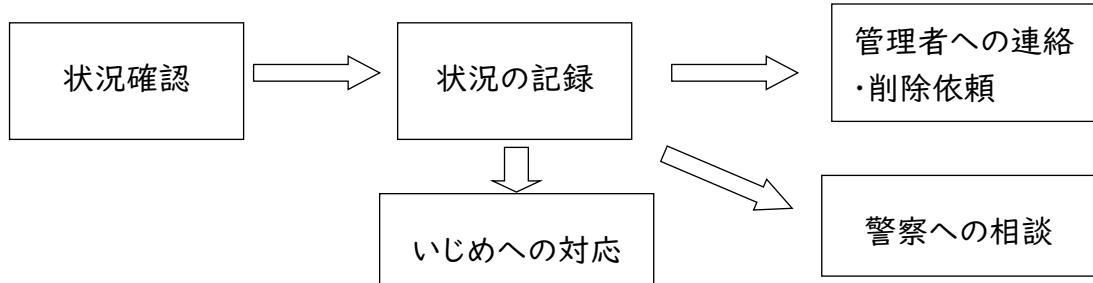
(ア)被害者からの訴えによる把握。

(イ)閲覧者からの情報による把握。

(ウ)道教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール情報による把握。

(エ)学校独自の定期的なネットパトロールによる把握。

#### イ. 不当な書き込みへの対応



※わいせつ画像の拡散などに関しては、本人保護者の理解のもと、早急に警察へ相談する。

## II 対策 早期発見・事案対処マニュアル

(1)日常から総務部(生徒指導主事)、寄宿舎生活指導部(生活指導部長)が中心となり、学年主任、学級担任、寄宿舎総括主任、舎室担当と連携をとって、いじめ防止取り組みプランを実施する。全教職員のうち誰かが気がついた、「いじめやいじめの疑いがある状態」の情報は、特定の教員で抱え込まずに、迅速にかつ組織的に報告する。

(2)月1回定例で行われる、校内支援委員会においては、「いじめの疑いがある状態」だけではなく、「いじめに繋がりそうな行動」等のより細かな情報を共有し、未然防止・早期発見に努める。

(3)「いじめやいじめの疑いがある状態」の情報については、生徒指導主事が収集し、「いじめ対策委員会」を立ち上げ、教頭、生活指導部長、学年主任、寄宿舎総括主任、学級担任、舎室担当、寮務主任を招集し、校長の指示、決定を仰ぎ報告をする。必要に応じて、養護教諭、コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等も招集・意見聴取する。

#### (4) 対応の具体例

##### ア. いじめの発見、通報を受けたときの対応

- (ア)遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- (イ)生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (ウ)発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、速やかに管理職に報告し、いじめ対策委員会で情報共有する。
- (エ)速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- (オ)校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- (カ)重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、管理職から警察署に相談または通報する。

##### イ. いじめられた生徒又はその保護者への対応

- (ア)生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- (イ)生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- (ウ)生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- (エ)事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える。
- (オ)生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- (カ)安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- (キ)状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- (ク)謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

##### ウ. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (ア)生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- (イ)いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- (ウ)聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- (エ)保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (オ)組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- (カ)生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

##### エ. いじめが起きた集団への働きかけ

知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。

#### (4) 対応フローチャート

ア. いじめの解決に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから、指導方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本と

する。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

イ. 聞き取りや会議等についての記録を必ず残すようにする。

ウ. 案件に関する外部からの窓口は、教頭とし情報や対応が錯綜しないようにする。

